

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税をした場合、住民税や所得税の税額控除を受けるためには確定申告が必要ですが、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することで確定申告をすることなく税額控除を受けることができるようになりました。

※本制度を利用した場合、税額控除は住民税のみからとなります。(税額控除の総額は確定申告した場合と変わりません。)

1. ワンストップ特例制度の対象となる人

次の両方を満たしている必要があります。

- ・確定申告が不要な人
- ・ふるさと納税をした自治体が5団体以内の人

※本制度の利用を申請していても、ふるさと納税をした年に上記の条件を満たさなくなった場合は確定申告が必要となります。また、確定申告をした場合、ワンストップ特例申請は無効となるので申告の際にふるさと納税に関する書類も提出が必要です。

2. 申請方法

ふるさと納税をした年の翌年1月10日までに、申請に必要な書類をふるさと納税した自治体へ提出してください。

【申請に必要な書類】

- ・寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第五十五号の五様式）
- ・マイナンバーの確認書類（窓口の場合は持参。郵送の場合は写しを同封）

※平成28年1月から申告特例申請書にマイナンバーの記載が必要となりました。それに伴いマイナンバーの確認書類が必要となりました。マイナンバーの確認書類については裏面をご覧ください。

3. 申請内容の変更

申請した内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。ふるさと納税をした翌年1月10日までに、ふるさと納税した自治体へ提出してください。

【申請内容の変更に必要な書類】

- ・寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書（第五十五の六様式）

マイナンバーの確認書類

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を提出する際は、マイナンバーの確認のため下記の番号確認書類と身元確認書類の両方を提出してください。(窓口には持参。郵送の場合は写しを同封)

【番号確認書類】

次のア～ウのいずれかを提示

ア	マイナンバーカード
イ	マイナンバーの通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和元年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名・住所などの記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、 <u>利用可能です</u> ※個人番号通知書は番号確認書類として利用できません
ウ	住民票の写しや住民票記載事項証明書 (発行から6カ月以内のマイナンバーが記載されたもの)

【身元確認書類】

次のア～ウのいずれかを提示

ア	マイナンバーカード
イ	顔写真つきの身分証明書(次の中から1点) (1) 運転免許証 (2) 運転経歴証明書 (3) パスポート (4) 身体障害者手帳 (5) 精神障害者保健福祉手帳 (6) 療育手帳 (7) 在留カード (8) 特別永住者証明書 など
ウ	身分証明書(次の中から2点。上記ア・イの書面をお持ちでない場合や提示が困難な場合) (1) 公的医療保険の被保険者証(①国民健康保険の被保険者証 ②健康保険の被保険者証 ③船員保険の被保険者証 ④後期高齢者医療制度の被保険者証 ⑤介護保険の被保険者証 ⑥健康保険日雇特例被保険者手帳 ⑦国家公務員共済組合の組合員証 ⑧地方公務員共済組合の組合員証 ⑨私立学校教職員共済制度の加入者証) ※被保険者証の写しをとる際は、当該写しの被保険者等記号・番号等にマスキングを施して添付してください (2) 国民年金手帳(令和4年3月31日以前のもの) (3) 基礎年金番号通知書 (4) 児童扶養手当証書 (5) 特別児童扶養手当証書 など